

乳幼児精密健康診査受診票の紛失について（健康増進課）

保健福祉部健康増進課が委託した乳幼児精密健康診査において、委託先による乳幼児精密健康診査受診票の紛失が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和7年11月
 - ・ 鹿児島県医師会（以下「医師会」という。）へ乳幼児精密健康診査（以下「健診」という。）を委託しており、その一環として、市内に所在し医師会に加入するA病院にてB氏、C氏、D氏及びE氏（以下「受診者」という。）が健康診査を受けた。
 - ・ A病院は、受診者の乳幼児精密健康診査受診票（以下「受診票」という。）をそれぞれ作成した。
- (2) 同年12月2日（火曜日）
 - ・ A病院は、医師会に当該受診票を送付し、健診料を請求した。
- (3) 令和8年3月16日（月曜日）
 - ・ A病院が医師会に架電し、健診料の入金がない旨を伝えた。
 - ・ 医師会が請求内容を精査し、当該受診票を捜索したが見当たらず、また受領した記録もなかった。
- (4) 同月17日（火曜日）
 - ・ 医師会から当該受診票を紛失した旨の連絡を受け、本件事案が発覚した。
 - ・ 医師会及びA病院に対し、受診票の捜索を依頼した。さらに、医師会に対し本件事案の経緯や再発防止策を書面で報告するよう依頼した。
- (5) 同月23日（月曜日）
 - ・ 医師会から本件事案に関する経緯と再発防止策についての報告書が、健康増進課に提出された。
- (6) 同月26日（木曜日）～27日（金曜日）
 - ・ 受診者の保護者に架電し、本件事案について説明するとともに謝罪した。

2 漏えいした情報

- ・ B氏、C氏、D氏及びE氏の氏名、生年月日、保護者の氏名、居住地、精密健康診査要旨、検査の所見並びに加入している医療保険の記号及び番号

3 漏えいの原因

- 医師会から報告を受けた紛失の原因は、以下のとおりである。
- ・ A病院は医師会への受診票送付にメール便を利用しており、個人情報を含む文書の送付方法として不適切だった。
 - ・ メール便は送付物の追跡ができないため、紛失した受診票の所在を特定することができなかった。

4 再発防止措置

医師会に対し、再発防止を強く要請した。医師会から報告を受けた再発防止策は、以下のとおりである。

- 医師会および同会に加入する各医療機関に対し、乳幼児精密健康診査受診票を含む個人情報の適正な管理について、改めて周知徹底を図る。
- 医療機関からの発送方法に際しては、メール便は利用しないことを徹底させ、追跡可能なレターパック等の使用を促す。